

大阪府域での狩猟の規制

【平成 29 年度】

狩猟の規制内容は都道府県によって異なることがあります。他の都道府県では規制緩和されていても大阪府では緩和されていない規制もありますので、事前に確認のうえ狩猟を行ってください。

1. 狩猟期間の延長・くくりわなの制限緩和

ニホンジカ・イノシシについては、狩猟期間の延長・くくりわなの制限緩和を実施しています。

	内 容	備 考
狩猟期間	11月15日～3月15日 (2月16日～3月15日まで1ヶ月延長)	
くくりわなの制限 (シカ・イノシシ)	輪の直径の制限を解除 (「輪の直径が12cmを超えるもの」も使用可能) ※「締め付け防止金具の無いもの」「ワイヤーの直径が4mm未満のもの」及び「よりもどしのないもの」は、使用禁止です。	大阪府シカ第二種鳥獣管理計画 大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画による規制緩和

注：ニホンジカ及びイノシシ以外の狩猟期間は、11月15日から2月15日まで

2. 対象狩猟鳥獣の指定の見直し

内 容	内 容	備 考
対象狩猟鳥獣	48種(鳥類28種、獣類20種) ※平成29年度から <u>チョウセンイタチ(メス)</u> <u>も対象狩猟鳥獣になりました。</u>	イタチ(メス)は、対象狩猟鳥獣ではありません。

3. 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止の見直し(主要なもの)

内 容	内 容	備 考
ヤマドリ のメス キジのメス	捕獲等の禁止措置 (H29.9.15～H34.9.14まで)	禁止期間が5年延長されました。

4. 対象狩猟鳥獣の捕獲等の制限の見直し

ニホンジカの捕獲等の数の1日あたりの捕獲の頭数制限が解除されました。

5. 対象狩猟鳥獣の捕獲等の制限の見直し

禁止する猟法「弓矢」が「矢」に改正されました。

※吹き矢が規制され、クロスボウ(ボーガン)の規制が明確化されました。

6. その他

猟に使用する網やわなには、その使用する猟具ごとに見やすい場所に住所、氏名、都道府県知事名、登録年度、登録番号を書いた標識をつけなければなりません。

また、これらの記載事項は、縦横1cm以上の大きさの文字で記載しなければなりません。

所定の標識をつけない網・わなを使用した狩猟は、罰則が適用される場合があります。

違反の無い狩猟を行ってください。

【クマにご注意ください】

近年、府内北摂地域及び大阪府と隣接する地域で、ツキノワグマの出没情報が寄せられています！府内では、平成 26 年度以降、毎年目撃情報が寄せられています。

シカ・イノシシ等の狩猟をされる方は、ツキノワグマをわなで捕獲してしまわないようにご注意ください！

ツキノワグマの捕獲等をするため、わなを使用することは、鳥獣保護管理法施行規則第 10 条第 3 項 8 号により禁止されています。

クマの目撃がある地域では、錯誤捕獲を防止するために、『くくりわなの使用を控える』、『クマを誘引しにくいエサを使う』などご協力お願いします。

【ガンカモ類の生息調査の実施について】

大阪府では、平成 30 年 1 月 7 日（日）～21 日（日）（予定）に、『平成 29 年度（第 49 回）ガンカモ類の生息調査』を実施しますので、その期間はカモ類の捕獲を自粛していただくようお願い致します。

また、ヨシガモ・ハシビロガモ・クロガモについては、生息数が少ない状況にありますので、狩猟資源の回復を図るため、猟期中における捕獲の自粛をお願い致します。

【狩猟免許の有効期限について】

狩猟免許の有効期間は三年ですので、更新時期には更新申請を忘れずにしてください。

（※大阪府から、個別通知はありませんので、各自ご留意ください。毎年、GW明け頃に、その年度の更新講習日程等が決まります。詳細は当課野生動物グループHPを参照いただくか同グループ（06-6210-9619）にお問い合わせください。）